

[事案 2022-93] 契約無効請求

・令和5年4月28日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

先天性の修正大血管転移で入院し、心臓カテーテル術を受けたため、平成25年11月に契約した医療保険にもとづき手術給付金を請求したところ、約款に定める支払事由に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時に募集人から、「カテーテル挿入が手術扱いで手術給付金が支払われる」との誤った説明を受けた。
- (2) 契約時に約款等の書類が交付されず、契約内容の確認ができず、かつクーリング・オフの機会を逸した。
- (3) 募集人は、自分が告知した手術内容と異なる手術給付表を説明し、「手術給付金が支払われる」と誤った説明を行った。
- (4) 責任開始前に手術を勧められていた場合は、保険金が支払われないことの説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が募集人から、心臓カテーテル手術について、約款の該当箇所の説明を受けたことについては争いがなく、当該箇所には検査では支払対象とならないことが記載されている。そして、申立人から提出された診断書の手術名欄には「心臓カテーテル検査」と記載されている。
- (2) 募集人は、申立人が書いた手術名のメモを一度持ち帰って社内で確認した上で、約款の該当可能性のある箇所を示して、手術であれば給付金が受け取れるが、検査であれば受け取れないことを説明している。
- (3) パンフレットに記載のとおり、責任開始前の病気であっても、体調の変化次第では給付金の支払いが可能な場合もある。
- (4) 募集人は申込時に、約款、しおり、クーリング・オフについて記載した「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」を申立人に渡し、このことは受領確認書でも確認している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人父、ならびに募集人および営業所長に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。